

資料 2（新任委員のみ）

○本庄市スポーツ推進審議会設置条例

平成 18 年 1 月 10 日

条例第 94 号

改正 平成 23 年 12 月 27 日 条例第 28 号

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき、本庄市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、本庄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議するとともに、これらに関して教育委員会に建議する。

- （1） スポーツ推進計画に関すること。
- （2） スポーツの施設及び設備に関すること。
- （3） スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- （4） スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- （5） スポーツ団体の育成に関すること。
- （6） スポーツによる事故防止に関すること。
- （7） スポーツの技術水準の向上に関すること。
- （8） 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第 3 条 審議会は、12 人以内の委員をもって組織する。

（委嘱）

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 関係行政機関の職員

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第7条 審議会の会議は、本庄市教育委員会教育長が必要に応じて招集する。

(議事)

第8条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会が特に必要があると認めるときは、会長は適当と認める者に対して、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会スポーツ推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成23年12月27日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の本庄市スポーツ振興審議会設置条例第4条の規定により委嘱されているスポーツ振興審議会委員は、改正後の本庄市スポーツ推進審議会設置条例第4条の規定により委嘱されたスポーツ推進審議会委員とみなす。